



入念な健康調査で次々に健康上の問題が確認された。(撮影/杉山正隆)

陽病院の藤野^{ふじの}紘^{たかし}医師は「^{おやしらず}親不知」や側切菌^{そばきり}など以外で生まれつき菌が欠如している事例が今回出ているが医学的にはごくまれ。次世代への影響が今まで過小評価されてきたのは問題だ。継続して健康調査し悪影響を最小限に抑えるための診察や治療が重要」と話す。

カネミ油症は、北九州市のカネミ倉庫が製造・販売した米ぬか油に製造過程で混入したPCB(ポリ塩化ビフェニール)が変化し猛毒のダイオキシンにより発生した人類史上最大の食品中毒被害。「黒い赤ちゃん」と呼ばれる胎児性油症が注目を集め「病気のデパート」と称されるほど多種多様な健康被害が出たのに当初から被害は過小評価され、医学的にも誤った診断基準で患者認定がなされたとの指摘が根強い。2012年によりやく成立したカネミ油症救済法は、家族に認定者のいない未認定患者や次世代被害者等への門戸を閉ざ

すものだった。今もダイオキシン中毒による症状に苦しむ人が多く、差別や偏見を恐れて油症検診すら受けない人が少なくない。

杉山正隆・ジャーナリスト

現職自衛官の「違憲」訴え却下 戦争法訴訟を門前払い

東京地裁(吉田徹裁判長)は3月23日、現職の陸上自衛隊員が戦争法(安全保障関連法)による集団的自衛権の行使は憲法違反だとして、自衛隊法76条による防衛出動命令に服従する義務がないことの確認を求めた本人訴訟で、訴えを却下する判決を下した。なおこの日の法廷には、原告も被告の国側も不在だった。

全国で、戦争法の違憲訴訟が起こされているが、現職自衛官が原告となった初めてのケースとして注目されていた。現在、ほとんどの自衛官は「職務の宣誓」をした際、任務が国土内に限定した専守防衛を前提にしており、集団的自衛権行使のように海外での武力行使は想定外となっている。このため今回の訴訟は、戦争法の実際の運営に関わる根本問題を提起していた。

判決で吉田裁判長は、国の主張をそのまま繰り返し、原告が職務職であるとして、「現時点で原告に出動命令が出る具体的可能性はな

福島第一原発事故と溪流釣り、愛好者がシンポ

溪流釣り愛好者らでつくる「福島県で釣りを楽しむ会」(溪流9条の会)などは3月20日午後、東京・練馬区で4回目となる「3・11から考える釣りと環境シンポジウム」を開き、48人が参加した。

環境省から放射性廃棄物を含む指定廃棄物の最終処分場の建設候補地に選定された栃木県塩谷町は、出席予定だった町長が公務で欠席となり、同町総務課処分場対策班が文書で報告。町ぐるみで結成された「処分場反対同盟会」の分裂、白紙撤回を公約に掲げる候補者同士による



シンポジウム終了後、参加者全員で撮影。東京・練馬区の石神井公園区民交流センターで。

町長選にまで至った経過などを伝えた上で「自分たちの町は自分たちで守るしかない」として、参加者の拍手を浴びた。

福島県川内村周辺の溪流魚への放射性セシウムの蓄積を調査している京都大学の岡田直紀准教授は、東京電力福島第一原発事故から6年目にあたる2016年の木戸川、滑津川のイワナ、ヤマメ(5月21、22日採取)に含まれるセシウム137濃度について報告。過去4年間の測定結果では、「物理学的な半減期を上回る早さ(生態学的半減期は10年、4.6年)で濃度が低下している。餌となる陸生・水生昆虫や植物の中の濃度が減少しているためと考えられる」と推察した。

5回目の川内村放射性物質測定釣行は5月27、28日に行なわれる。測定釣行(川内村、木戸川漁協の主催)問い合わせ・参加申し込みは☎080-3384-8801(渡辺)へ。

文・写真/小宮純一・ジャーナリスト

従の是非については依然問題が残されているはずだ。

このため、東京の練馬駐屯地で自衛官に戦争法への不服従を訴えている「練馬平和委員会」の坂本茂さんは、「結局門前払いにされた形だが、原告が不当だとして訴えたこと自体は大きな意義があり、その勇気を讃えたい。声は出せないが、原告と同じような気持ちを抱いている隊員は少なくないはずだ」と指摘している。

だが、戦争法に規定された「駆け付け警護」や「宿営地の共同防衛」といった新任務が付与された南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に加わった自衛隊員については、撤退が決まったとはいえず、「職務の宣誓」との関係や命令服

成澤宗男・編集部